

一宮市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和3年10月

一宮市

目 次

第1編 総論 -----	1
1 策定にあたって -----	1
2 対策に関する基本的な考え方 -----	2
3 対策実施上の留意点 -----	2
4 流行規模の想定 -----	3
5 発生段階の設定 -----	4
6 対策推進のための役割分担 -----	5
7 具体的対策の主要項目 -----	7
(1) 実施体制 -----	7
(2) 情報提供・共有 -----	7
(3) まん延防止 -----	8
(4) 予防接種 -----	8
(5) 医療 -----	10
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 -----	11
第2編 各論（発生段階別対応計画） -----	12
1 未発生期における計画 -----	13
2 海外発生期における計画 -----	17
3 県内未発生期における計画 -----	19
4 県内発生早期における計画 -----	23
5 県内感染期における計画 -----	29
6 小康期における計画 -----	34
【参考】 市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 -----	37
【用語解説】 -----	39

第1編 総論

1 策定にあたって

新型インフルエンザ*←用語解説あり（以下同様）は、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザと違い、ウイルス表面の抗原性が大きく異なる新型のウイルスによって引き起こされるインフルエンザ*で、過去の歴史が示すように、およそ10年から40年の周期で出現し、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック*）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成21年4月にメキシコで確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）（平成23年3月に名称がインフルエンザ（H1N1）2009となる。）*は、日本でも発生後1年余で約2,000万人がかり患したと推計されたが、入院患者は約1.8万人、死亡者は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較し低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性*の低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

他方で、病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはなく、病原性が季節性並みであったこのインフルエンザ（H1N1）2009においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備え、対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

本市では、国及び県が策定した新型インフルエンザ対策行動計画との整合を図りながら、大流行時における感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破綻に至らせないために、平成21年10月に市として実施すべき基本的な方針を定める「一宮市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、その後対策実施を通じて多くの知見や教訓等が得られたことや、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などにも対応する必要があることから、平成26年9月に改定を行ってきた。

その後制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）では、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症*が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、国、県、市等の責務、新型インフルエンザ等発生時の措置、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置が定められた。

また、特措法では、新型インフルエンザ等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を持ったインフルエンザで、免疫を獲得していないことから、急速にまん延するおそれがあるもの）、再興型インフルエンザ（かつて世界規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間が経過したものが、再興して大部分の人が免疫を獲得していないことから、急速にまん延するおそれがあるもの）及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそ

れがあるものに限る。)とし、これら新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることを目的としている。

市でも、この特措法に基づき新たに本行動計画の改定を行うこととした。

なお、鳥インフルエンザ*（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策を参考として記載した。

2 対策に関する基本的な考え方

新型インフルエンザ等は、その発生時期や地域、発生した場合の感染力などの予測が困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、発生・流行時に想定される状況を念頭におきながら、計画の策定・周知を行い、関係機関等と十分な連携をとって、発生時に冷静かつ適切な対応をすることで、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に抑えること、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保するなど、社会・経済の破綻を防止することが重要である。

なお、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないため、国及び県の動向を見据えながら、随時行動計画を見直し、必要に応じて修正を行う。また、病原性や感染力等の状況に応じ、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬*等の医療対応を組み合わせるなど、具体的対策を柔軟に講ずるものとする。

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

3 対策実施上の留意点

国、県、市又は指定（地方）公共機関*は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）、知事を本部長とする愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）、市長を本部長とする一宮市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 流行規模の想定

新型インフルエンザ等が発生した場合、人は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになる。新型インフルエンザ等の発生規模は、出現するウイルスの病原性や感染力の強さにより異なることから、現時点でその流行規模を予測することは困難であるが、都市化の進行、人口の集中、国際的な輸送、交通網の発達などの社会情勢の大きな変化により、過去の流行に比して感染速度はより速く、感染範囲はより広くなることが予想されるとともに、患者、重症患者の発生数もより多数に上ると考えられている。

政府行動計画では、米国疾病予防管理センターの推計モデルにより試算した推計値をもとに、流行規模の想定を行っており、「全人口の25%が罹患する」と想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。（アジアインフルエンザ等を中等度（致命率*0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致命率2%）として推計。）

一宮市における入院患者数、死亡者数の推計にあたっては、国及び県が行った推計の人口比から試算した。このデータによると、市内における受診患者数は、最大約7万5千人、入院患者数は最大約6千人、死亡者数は最大約千9百人と推計される。

（次表は、政府行動計画及び県行動計画を基にした単純比較推計である。）

人口	り患者数	受診患者数	入院患者数		死亡者数	
			中等度	重度	中等度	重度
国 約1.28億人	約3,200 万人	約1,300～2,500 万人	約53 万人	約200 万人	約17 万人	約64 万人
愛知県 約753万人	約188 万人	約77～147 万人	約3.1 万人	約11.8 万人	約1 万人	約3.8 万人
一宮市 約38.2万人	約9.6 万人	約3.9～7.5 万人	約1,600 人	約6,000 人	約500 人	約1,900 人

※この流行予測は、発生から1年余りの間に起きる流行の合計値である。なお、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による効果は考慮されていない。

※新型インフルエンザり患者の症状はすべてが重篤とは限らず、不顕性感染*も多い。

5 発生段階の設定

船舶が主な移動手段であった過去の新型インフルエンザ等による世界的大流行では、最初の流行地から世界中に流行が及ぶまで半年程度経過している。しかし、航空機が主な移動手段となった現代社会においては、数日というような短期間で世界中にウイルスが拡散する可能性があることを考慮しなければならない。

一方、新型インフルエンザ等の発生地と最初の流行地が別の場所であることもあり得る。愛知県は名古屋市を始めとする大都市部があり、また、中部国際空港を擁することから、大勢の人が海外から流入する地域でもある。そうしたことから、仮に、最初は愛知県以外の地域で新型インフルエンザ等が発生したとしても、愛知県が最初の流行地になるという可能性も十分に考えられる。

また、一旦終息に向かったが、再び感染者の増加傾向を示す場合も考えられるので、その状況に応じて、該当する発生段階の対策を講ずる必要がある。

新型インフルエンザ等対策は感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階に分類しており、国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）の情報を参考にしつつ、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階（県内未発生期、県内発生早期、県内感染期）を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県が判断するとされている。

本市においても、国内外において発生が予測される新型インフルエンザ等の流行状況を想定し、国及び県の行動計画等を踏まえ、次表のとおり未発生期から小康期までの段階を設定し、県が想定する発生段階ごとの対応を行うものとする。

<各発生の概要>

国	愛知県
【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
【海外発生期】 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県内未発生期】 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等
(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【県内感染期】 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 ※感染拡大～まん延～患者の減少
【小康期】 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

また、発生した新型インフルエンザ等ウイルスの感染力等によっては、各段階の期間が極めて短くなる可能性もあり、また、必ずしも順を追って進行するとは限らないことから、発生した新型インフルエンザ等ウイルスの性状等に関する情報を注視しながら、迅速に対策を実行していく。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国

新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を的確かつ迅速に実施すること、及び地方公共団体や指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。

(2) 地方公共団体

国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

【県】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し対処する。

【市】

市民に対するワクチンの接種や、生活支援、要援護者への支援に関し、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関

健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。また、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進める。

発生後は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、対策を実施する。

(5) 登録事業者*

最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小すること、特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底に努める。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得て、季節性インフルエンザと同様の、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルでの食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を収集し、感染を抑えるための個人レベルでの対策の実施に努める。

7 具体的対策の主要項目

行動計画は、国及び県の行動計画に基づき、その目標と活動を「実施体制」、「情報提供・共有」、「まん延防止」、「予防接種」、「医療」、「市民生活・市民経済の安定の確保」の6つの項目に分けて策定し、その対策を具体的に定め実施することとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合に各発生段階において、迅速かつ的確な対応ができるよう、その段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、庁内関係部局、近隣自治体、医師会等に周知しておく必要がある。

市の新型インフルエンザ等対策のための危機管理体制は、未発生期では関係部局における連携体制の強化と情報の共有化に努める。さらに、海外発生期では必要に応じて「一宮市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置し、市内の新型インフルエンザ等患者発生に備えた対策を全庁的に推進する。そして、県内未発生期から県内感染期までは、必要に応じて「一宮市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、健康被害を最小限にとどめる。特に新型インフルエンザ等が国内発生し、特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合は、指定区域にかかわらず、直ちに、市対策本部を設置し、県内が指定区域になった場合には、政府対策本部が示す基本的対処方針により必要な措置を講ずるなど市民の安全・安心を確保するために最大限の努力を行う。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供手段の確保

ウェブサイトの活用やマスメディアの協力を得るなど多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

イ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。特に児童、生徒等に対しては、学校では集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、感染症や公衆衛生について情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることに努める。

ウ 発生時における市民等への情報提供及び共有

発生時には、その段階に応じて、県内外及び市内の発生状況、対策の実施状況について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

市民が情報収集する際の利便性向上のため、報道機関等への情報提供を図るとともに、ウェブサイトを活用するなど、複数の広報媒体を効果的に活用し、理解しやすい内容に努める。

(3) まん延防止

ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

まん延防止対策として、個人対策や地域対策、職場対策などの複数の対策を組み合わせて行うが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

県内における発生の初期の段階から、県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者*に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に協力するとともに、個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う不要不急の外出の自粛要請等に協力する。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う施設の使用制限の要請等に協力する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン*とパンデミックワクチン*の2種類があるが、使用するワクチンについては国が決定する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民

経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

① 対象者

- ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

② 接種順位

新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の a から d の順とすることを基本とするが、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性により国から示される基本的対処方針に基づき接種を実施する。

- | |
|---|
| a 医療関係者 |
| b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 |
| c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（高齢者施設等の従事者*を含む。） |
| d それ以外の事業者 |

③ 接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については、国が実施主体となり接種を実施する。新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村が実施主体となり接種を実施する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員等に対しては、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施するため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

ウ 住民接種

住民接種は、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により予防接種を行う。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）により予防接種を行う。

① 対象者

全ての市民

② 接種順位

接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接

種順位とすることを基本とするが、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性により国から示される実施要領等に基づき接種を実施する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・ 基礎疾患を有する者
 - ・ 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

③ 接種体制

市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施するため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、また市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関の役割分担を含め、効率的・効果的に医療を提供できる体制の整備に努める。

イ 医療体制

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関*等に入院させる。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは市民病院等に帰国者・接触者外来*を設置して診療を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性

がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具*の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、受診・相談センター*が保健所に設置されるので、その周知を図る。

県内感染期（県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が患し、各地域での流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、市、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき、事前に十分な準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

第2編 各論（発生段階別対応計画）

新型インフルエンザ等対策については、海外、国内、県内及び近隣市町での新型インフルエンザ等患者の発生状況に応じて、関係部局等が連携、協力して講じていくことが重要であり、発生段階に応じた全庁的な対応体制を整備する必要がある。このことから、以下の危機管理体制のもとに対策を推進していく。

<発生段階別危機管理体制と主な対応>

発生段階	危機管理体制	主な対応
未発生期	通常体制（関係部局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた事前準備 ・ 行動計画の策定、見直し ・ 市民への情報提供
海外発生期	一宮市新型インフルエンザ等対策連絡会議 本部長：危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内発生に備えた体制の構築 ・ 相談窓口の設置 ・ 帰国者・接触者外来の設置 ・ 受診・相談センターの周知 ・ 特定接種の開始 ・ 市民への情報提供
県内未発生期	一宮市新型インフルエンザ等対策本部 本部長：市長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内における患者発生の早期把握 ・ 発生事例への対応 ・ 市民への情報提供
県内発生早期		<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンが供給され次第、住民接種の開始 ・ 学校、保育施設等の臨時休業の要請 ・ 社会機能の維持 ・ 市民への情報提供
県内感染期		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の医療機関での受診に切替 ・ 重症患者を中心とする入院医療体制への転換 ・ 遺体に対する適切な対応 ・ 社会機能の維持 ・ 市民への情報提供
小康期	一宮市新型インフルエンザ等対策連絡会議 本部長：危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会機能の回復 ・ 対策に関する評価、計画の見直し ・ 市民への情報提供

1 未発生期における計画

(1) 目標

- ア 新型インフルエンザ等発生の兆候の早期把握
- イ 新型インフルエンザ等発生に備えた準備行動の計画的実施

(2) 具体的対策

主に対策を推進する課等を記載している。

ア 実施体制

危機管理体制	協議・決定事項等	構成
通常体制 (関係部局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市行動計画の策定等 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。 ・ 国・県・市の連携強化 県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 	危機管理課 保健予防課

イ 情報提供・共有

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な情報提供 広報紙、ウェブサイト等により、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、継続的に情報提供を行う。 	危機管理課 保健予防課 広報課 市民病院
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の発生段階ごとの市民への情報提供内容や媒体の検討を行う。利用可能な媒体は、広報紙、一宮日刊記者会*、マスメディア、市・関係機関ウェブサイト、関係団体等とする。 ② 新型インフルエンザ等の発生状況等について、テレビ、新聞等のマスメディアへの十分な説明を行うため広報担当者を定める。 ③ 市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置するための準備を進める。 	①②③ 危機管理課 保健総務課 保健予防課 広報課

ウ まん延防止

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 個人レベルでの対策の普及 マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、新型インフルエンザ等発生段階に応じた受診方法、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 	危機管理課 保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> 地域対策・職場対策の周知 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。 	危機管理課 保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> 水際対策 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。 	危機管理課 保健予防課

エ 予防接種

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 事業者の登録 国の要請を受け、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録実施要領に従い、周知及び登録申請の受付について協力する。 	保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 <特定接種> 国の要請を受け、特定接種の対象となり得る本市職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに実施できるよう接種体制を構築する。 <住民接種> ① 国・県の協力を得て、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制を構築する。 ② 円滑な接種の実施のために、あらかじめ他市町村と広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外での接種を可能にするよう努める。 ③ 国が示す接種体制の具体的なモデルを踏まえ、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。 	危機管理課 保健予防課 市民病院 ①②③ 保健予防課 市民病院 <医師会>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について市民に提供し、理解促進を図る。 	危機管理課 保健予防課 広報課 市民病院
---	-------------------------------

オ 医療

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制の整備 二次医療圏等の圏域を単位として、保健所を中心とし、医師会、薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関、消防等の関係者からなる会議等に参加し、医療体制の整備を推進する。 	保健総務課 市民病院 消防本部 <医師会・薬剤師会>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資器材の整備 市民病院、救急等において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、消毒剤等）を備蓄し、整備を図る。 	危機管理課 市民病院 消防本部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。 	市民病院

カ 市民生活及び市民経済の安定の確保

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への生活支援 <ol style="list-style-type: none"> ① 県内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者を把握するとともに、具体的な手続きを決めておく。 ② 介護事業者等に対して、生活に支障を来す要介護者等が訪問等のサービスが受けられるよう事業継続を要請する。 	①② 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等の確保 <ol style="list-style-type: none"> ① 水道の安定的供給を行うため、要員の確保等体制の検討を行う。 ② 廃棄物の収集、処分については、その処理体制の検討を行う。 ③ 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。 	① 上下水道部 ② 収集業務課 施設管理課 廃棄物対策課 ③ 市民課 生活福祉課 霊園管理事務所 生涯学習課 スポーツ課 指定管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資及び資材の備蓄等 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。 	危機管理課 保健予防課 市民病院

2 海外発生期における計画

(1) 目標

- ア 国内発生に備えた全庁的な体制の構築
- イ 海外発生に関する情報収集

(2) 具体的対策

ア 実施体制

危機管理体制	協議・決定事項等	構成
一宮市新型インフルエンザ等対策連絡会議 本部長：危機管理監	国が、海外において新型インフルエンザ等が発生した旨を公表した場合には、市対策連絡会議を開催し、新型インフルエンザ等発生に備え、情報の集約・共有を図る。	危機管理課 保健予防課 関係部局

イ 情報提供・共有

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ① 海外の発生状況、現在の対策、今後必要となる対策等をテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ウェブサイト等の複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、市民への注意喚起を行う。 ② 市内に居住する外国人、障害者、ひとり暮らし高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。 ③ 市内の学校・保育施設・介護施設等を通じ、園児、児童、生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 危機管理課 保健予防課 広報課 市民病院 ② 市民課 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 生活福祉課 商工観光課 ③ 学校教育課 子育て支援課 保育課 障害福祉課 介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有 情報収集に努め、県・市・他市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。 	危機管理課 保健予防課 広報課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の設置 市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置し、国から発出されるQ&A等により適切な情報提供を行う。 	保健予防課

ウ まん延防止

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ まん延防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ① マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 ② 市民・事業者等に対して、必要に応じ、県内発生早期に県から要請される外出自粛、学校等の施設の使用制限、事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 危機管理課 保健予防課 ② 危機管理課 保健予防課 福祉部 子ども家庭部 活力創造部 教育部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際対策 新型インフルエンザ等の発生地域からの入国者に対して、検疫所が行う措置の実施や必要な調査等に協力する。 	危機管理課 保健予防課

エ 予防接種

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種体制 <ul style="list-style-type: none"> <特定接種> 国・県と連携して、本市職員等の対象者に対して、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 <住民接種> 国の要請を受け、集団的接種を基本として、具体的な接種体制の準備を進める。 	危機管理課 保健予防課 市民病院 保健予防課 市民病院 <医師会>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。 	危機管理課 保健予防課 広報課 市民病院
<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングについて、必要な協力を行う。 	保健予防課 市民病院

オ 医療

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に対する症例定義 国が定める症例定義について、その設定時及び変更時に、関係団体を通じるなどして、医療機関等に対して、遅滞なく、また確実にその内容を周知する。 	保健予防課

<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者・接触者外来の設置 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れるため、県からの要請により、市民病院等に帰国者・接触者外来を設置する。帰国者・接触者外来を設置する医療機関は、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者（擬似症例患者を含む。）と判断した場合には、直ちに保健所に連絡する。 	市民病院
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診・相談センターの周知 保健所に受診・相談センターが設置されるため、発生国からの帰国者・患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、受診・相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 	保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資器材の確保 市民病院、救急等において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、消毒剤等）を確保する。 	危機管理課 市民病院 消防本部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 県と連携して、患者の同居者、医療従事者、救急隊員等に、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 	市民病院 消防本部

カ 市民生活及び市民経済の安定の確保

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 要援護者を把握するとともに、食料及び生活必需品の確保等、具体的な支援策の整備を進める。 ② 介護事業者等に対して、生活に支障を来す要介護者等が訪問等のサービスが受けられるよう事業継続を要請する。 	①② 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 水道の安定的供給を行うため、要員の確保等体制の準備を行う。 ② 廃棄物の収集、処分については、関係業者等と連携を図りながら、その処理体制の準備を行う。 ③ 国の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する公共施設を確保できるよう努める。 	① 上下水道部 ② 収集業務課 施設管理課 廃棄物対策課 ③ 市民課 生活福祉課 霊園管理事務所 生涯学習課 スポーツ課 指定管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の対応 従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策等の準備について、関係団体を通じるなどして、事業者に周知する。 	危機管理課 活力創造部

3 県内未発生期における計画

(1) 目標

- ア 市内患者発生 of 早期把握・早期対応
- イ 感染拡大に備えた医療体制の確保
- ウ 市民への適切な情報提供による混乱防止

(2) 具体的対策

ア 実施体制

危機管理体制	協議・決定事項等	構成
一宮市新型インフルエンザ等対策本部 本部長 市長	<p>国が決定した対策の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて市対策本部会議又は市対策連絡会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><緊急事態宣言がされた場合の措置> 緊急事態宣言がされた場合、速やかに市対策本部を設置する。</p> </div>	危機管理課 保健予防課 関係部局

イ 情報提供・共有

行動内容	担当部署
<p>・ 情報提供</p> <p>① 情報提供の時間等を随時又は必要に応じて定期化し、広報担当者から一宮日刊記者会等を通じて、市内外の発生・対応状況等について情報提供する。</p> <p>② 市民に対し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。</p> <p>③ 市内に居住する外国人、障害者、ひとり暮らし高齢者等に対して、新型インフルエンザ等の国内発生を周知する。</p> <p>④ 学校・保育施設・介護施設等での感染対策についての情報を適切に提供する。</p>	<p>① 危機管理課 保健総務課 保健予防課 広報課 市民病院</p> <p>② 保健予防課 広報課</p> <p>③ 市民課 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 生活福祉課 商工観光課</p> <p>④ 学校教育課 子育て支援課 保育課 障害福祉課 介護保険課</p>

<ul style="list-style-type: none"> 情報共有 情報収集に努め、得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。 	危機管理課 保健予防課 市民病院
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の体制充実・強化 <ol style="list-style-type: none"> 市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制の充実・強化を図る。 国が作成するQ&Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 危機管理課 保健予防課 危機管理課 保健予防課 広報課

ウ まん延防止

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策 <ol style="list-style-type: none"> マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 市民・事業者等に対して、必要に応じ、県内発生早期に県から要請される外出自粛、学校等の施設の使用制限、事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知する。 	<ol style="list-style-type: none"> 危機管理課 保健予防課 危機管理課 保健予防課 福祉部 子ども家庭部 活力創造部 教育部
<ul style="list-style-type: none"> 発生事例への対応 県と連携して、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）を行う。 	保健予防課 市民病院

エ 予防接種

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 接種体制 <ul style="list-style-type: none"> <特定接種> 国・県と連携して、本市職員等の対象者に対して、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 <住民接種> 国の要請を受け、集団的接種を基本として、具体的な接種体制の準備を進める。 	危機管理課 保健予防課 市民病院 保健予防課 市民病院 <医師会>
<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。 	危機管理課 保健予防課 広報課 市民病院

<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングについて、必要な協力を行う。 	保健予防課 市民病院
---	---------------

オ 医療

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に対する症例定義 国が定める症例定義について、その設定時及び変更時に、関係団体を通じるなどして、医療機関等に対して、遅滞なく、また確実にその内容を周知する。 	保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制 発生源からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制を継続するとともに、保健所に設置されている受診・相談センターの周知に努める。 	市民病院
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資器材の確保 市民病院、救急等において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、消毒剤等）を確保する。 	危機管理課 市民病院 消防本部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 県と連携して、患者の同居者、医療従事者、救急隊員等に、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 	市民病院 消防本部

カ 市民生活及び市民経済の安定の確保

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への支援 <ol style="list-style-type: none"> ① 要援護者に対して、食料及び生活必需品の確保等を支援する。 ② 介護サービス等が必要不可欠な要介護者等に対して、引き続きサービスが受けられるよう、介護事業者等に訪問サービス等の事業継続を要請する。 	①② 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等の確保 <ol style="list-style-type: none"> ① 水道の安定供給を行うため、要員の確保等体制の準備を行う。 ② 要員を確保し、一般廃棄物処理機能の維持を図る。また、関係業者等と連携を図りながら廃棄物の収集、処分を行う。 ③ 遺体の収容や斎場の運営体制の整備を図る。 	① 上下水道部 ② 施設管理課 収集業務課 廃棄物対策課 ③ 市民課 生活福祉課 霊園管理事務所 生涯学習課 スポーツ課 指定管理課

<ul style="list-style-type: none">事業者の対応 従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策の準備について、関係団体を通じるなどして、事業者に周知する。	危機管理課 活力創造部
---	----------------

4 県内発生早期における計画

(1) 目標

- ア 徹底した封じ込め策による感染拡大の抑制
- イ 患者に対する適切な医療の提供
- ウ 感染拡大に備えた体制の整備
- エ 社会機能の維持
- オ 社会不安の解消とパニック防止

(2) 具体的対策

ア 実施体制

危機管理体制	協議・決定事項等	構成
一宮市新型インフルエンザ等対策本部 本部長 市長	<p>国が決定した対策の基本的対処方針を踏まえ、市対策本部会議を開催し、必要な対策を講じるとともに、県内感染期における対策等を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><緊急事態宣言がされた場合の措置> 緊急事態宣言がされた場合、速やかに市対策本部を設置する。</p> </div>	危機管理課 保健予防課 関係部局

イ 情報提供・共有

行 動 内 容	担 当 部 署
<p>・ 情報提供</p> <p>① 引き続き、情報提供の時間等を随時又は必要に応じて定期化し、広報担当者から一宮日刊記者会等を通じて、市内外の発生・対応状況について情報提供する。</p> <p>② 市民に対し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。</p> <p>③ 市内に居住する外国人、障害者、ひとり暮らし高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。</p>	<p>① 危機管理課 保健総務課 保健予防課 広報課 市民病院</p> <p>② 保健予防課 市民病院</p> <p>③ 市民課 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 生活福祉課 商工観光課</p>

<p>④ 学校・保育施設・介護施設等での感染対策についての情報を適切に提供する。</p> <p>⑤ 国・県及び関係機関からの新型インフルエンザ等に関する情報並びに医療関係機関からの患者の発生状況等を収集し、医療関係機関等に提供する。</p>	<p>④ 学校教育課 子育て支援課 保育課 障害福祉課 介護保険課</p> <p>⑤ 危機管理課 保健予防課</p>
<p>・ 情報共有 情報収集に努め、得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。</p>	<p>危機管理課 保健予防課 市民病院</p>
<p>・ 相談窓口の体制の充実・強化</p> <p>① 市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制の充実・強化を図る。</p> <p>② 国が作成するQ&Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。</p>	<p>① 危機管理課 保健予防課</p> <p>② 危機管理課 保健予防課 広報課</p>

ウ まん延防止

行 動 内 容	担 当 部 署
<p>・ 発生事例への対応 県と連携して、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）を継続する。</p>	<p>保健予防課 市民病院</p>

<p>・ 社会活動の制限 県と連携して、</p> <p>① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p> <p>② 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。</p> <p>③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。</p>	<p>① 危機管理課 保健予防課 福祉部 子ども家庭部 活力創造部</p> <p>② 活力創造部</p> <p>③ 福祉部 子ども家庭部 教育部</p>
<p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置></p> <p>① 県が、特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合は、速やかに周知徹底を図る。</p> <p>② 県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合は、速やかに周知徹底を図る。</p>	<p>① 危機管理課 保健予防課</p> <p>② 福祉部 子ども家庭部 教育部</p>
<p>・ 施設等における感染拡大防止 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。</p>	<p>保健予防課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課</p>

エ 予防接種

行 動 内 容	担 当 部 署
<p>・ 接種体制</p> <p><特定接種></p> <p>国・県と連携して、本市職員等の対象者に対して、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を継続して行う。</p> <p><住民接種></p> <p>① 市民への接種順位については、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた国の決定に基づくこととする。</p> <p>② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。</p> <p>③ 接種の実施に当たり、国、県及び医師会と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置></p> <p>住民接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>	<p>危機管理課 保健予防課 市民病院</p> <p>①②③ 保健予防課 市民病院 <医師会></p>

オ 医療

行 動 内 容	担 当 部 署
<p>・ 外来医療</p> <p>症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制を継続するとともに、保健所に設置されている受診・相談センターの周知に努める。</p> <p>急速に患者が増加してきた段階においては、県が決定した方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へ移行する。</p>	<p>市民病院 <医師会・薬剤師会></p>
<p>・ 入院医療</p> <p>新型インフルエンザ等と診断された者に対して、県が感染症法に基づき入院措置を行う場合は、感染症指定医療機関等で受け入れる。この措置は、病原性が高い場合に実施されるが、県内発生早期は病原性に関する情報が限られていることが想定されるため、国等により病原性が低いと判断されない限り実施される。</p>	<p>市民病院</p>

<ul style="list-style-type: none"> 医療資器材の確保 市民病院、救急等において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、消毒剤等）を確保する。 	危機管理課 市民病院 消防本部
<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 県と連携して、患者の同居者、医療従事者、救急隊員等に、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 	市民病院 消防本部

カ 市民生活及び市民経済の安定の確保

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への支援 <ol style="list-style-type: none"> 要援護者に対して、食料及び生活必需品の確保等を支援する。 介護サービス等が必要不可欠な要介護者等に対して、引き続きサービスが受けられるよう、介護事業者等に訪問サービス等の事業継続を要請する。 国の要請を受けて在宅の障害者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）を行う。 	①②③ 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> ライフライン等の確保 <ol style="list-style-type: none"> 水道の安定供給を行うため、要員確保等の体制をとる。 要員を確保し、一般廃棄物処理機能の維持を図る。また、関係業者等と連携を図りながら廃棄物の収集、処分を行う。 遺体の収容や斎場の運営体制の整備を図り、遺体に対する適切な対応を行う。また、必要に応じて一時遺体安置所確保のため、公共施設を活用する。 	① 上下水道部 ② 施設管理課 収集業務課 廃棄物対策課 ③ 市民課 生活福祉課 霊園管理事務所 生涯学習課 スポーツ課 指定管理課
<ul style="list-style-type: none"> 事業者の対応 従業員の健康管理の徹底とともに職場における感染対策の開始について、関係団体を通じるなどして、事業者に周知する。 	危機管理課 活力創造部
<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への呼びかけ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 	危機管理課 活力創造部

<p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水の安定供給 消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 ・ 生活関連物資等の価格の安定等 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口を設置する。 	<p>上下水道部</p> <p>危機管理課 活力創造部</p>
--	-------------------------------------

5 県内感染期における計画

(1) 目標

- ア 医療提供体制の維持と健康被害の抑制
- イ 社会機能の維持
- ウ 社会不安の解消

(2) 具体的対策

ア 実施体制

危機管理体制	協議・決定事項等	構成
一宮市新型インフルエンザ等対策本部 本部長 市長	国・県等の協議により県内感染期に移行された場合は、政府の基本的対処方針を確認し、対策の主眼を早期の感染拡大防止から被害軽減に切り替える。	危機管理課 保健予防課 関係部局

イ 情報提供・共有

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 ① 引き続き、情報提供の時間等を随時又は必要に応じて定期化し、広報担当者から一宮日刊記者会等を通じて、市内外の発生・対応状況等について情報提供する。 ② 市民、関係機関等に対して、受診の方法や患者となった場合の対応、対策の切り替えについて分かりやすく、かつ、速やかに周知する。 ③ 市内に居住する外国人、障害者、ひとり暮らし高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。 ④ 学校・保育施設・介護施設等での感染対策についての情報を適切に提供する。 ⑤ 県内感染期に移行した時点などにおいて、市民等に対して冷静な対応等について呼びかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 危機管理課 保健総務課 保健予防課 広報課 市民病院 ② 危機管理課 保健予防課 広報課 ③ 市民課 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 生活福祉課 商工観光課 ④ 学校教育課 子育て支援課 保育課 障害福祉課 介護保険課 ⑤ 危機管理課

<ul style="list-style-type: none"> 情報共有 国、県及び関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を継続し、市民や医療機関に対策の方針を伝達するとともに、流行状況等を的確に把握する。 	危機管理課 保健予防課 市民病院
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の継続 国が作成するQ & Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、健康相談のほか、生活・福祉等の多様な相談体制を継続する。 	危機管理課 保健予防課 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課 広報課

ウ まん延防止

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 社会活動の制限 県と連携して、 <ol style="list-style-type: none"> 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。 	<ol style="list-style-type: none"> 危機管理課 保健予防課 福祉部 子ども家庭部 活力創造部 活力創造部 福祉部 子ども家庭部 教育部
<p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 県が、特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合は、速やかに周知徹底を図る。 県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合は、速やかに周知徹底を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 危機管理課 保健予防課 福祉部 子ども家庭部 教育部
<ul style="list-style-type: none"> 施設等における感染拡大防止 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。 	保健予防課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課

エ 予防接種

行 動 内 容	担 当 部 署
<p>・ 接種体制 住民接種について、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p>	<p>保健予防課 市民病院 <医師会></p>
<p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置> 住民接種について、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>	

オ 医療

行 動 内 容	担 当 部 署
<p>・ 外来医療</p> <p>① 帰国者・接触者外来を廃止するとともに、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。</p> <p>② 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を関係機関に周知する。</p>	<p>① 市民病院 <医師会、薬剤師会></p> <p>② 保健予防課</p>
<p>・ 入院医療 感染症法に基づき、県が実施する患者の入院措置が中止される。入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養とする。</p>	市民病院
<p>・ 在宅で療養する患者への支援 国・県と連携して、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p>	<p>保健予防課 福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 消防本部 関係部局</p>
<p>・ 医療資器材の確保 市民病院、救急等において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、消毒剤等）を確保する。</p>	<p>危機管理課 市民病院 消防本部</p>

<p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時の医療施設の設置への協力 <p>国と連携して、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置（特措法第48条第1項及び第2項（保健所設置市以外の市町村も状況によっては設置する。））に協力し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p>	<p>保健予防課 <医師会></p>
--	------------------------------

カ 市民生活及び市民経済の安定の確保

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への支援 <ol style="list-style-type: none"> ① 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施する。 ② 介護サービス等が必要不可欠な要介護者等に対して、引き続きサービスが受けられるよう、介護事業者等に訪問サービス等の事業継続を要請する。 	<ol style="list-style-type: none"> ①② <p>福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等の確保 <ol style="list-style-type: none"> ① 引き続き、水道の安定供給を行うため、要員確保等の体制をとる。 ② 要員を確保し、一般廃棄物処理機能の維持を図る。また、関係業者等と連携を図りながら廃棄物の収集、処分を行う。 ③ 国、県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させるよう適切な対応を行う。また、必要に応じて一時遺体安置所確保のため、公共施設を活用する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 上下水道部 ② 施設管理課 収集業務課 廃棄物対策課 ③ 市民課 生活福祉課 霊園管理事務所 生涯学習課 スポーツ課 指定管理課

<ul style="list-style-type: none"> 事業者の対応 従業員の健康管理の徹底とともに職場における感染対策の実施について、関係団体を通じるなどして、事業者に周知する。 	<p>危機管理課 活力創造部</p>
<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への呼びかけ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 	<p>危機管理課 活力創造部</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水の安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 生活関連物資等の価格の安定等 <ul style="list-style-type: none"> ① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。 </div>	<p>上下水道部</p> <p>①②③ 危機管理課 活力創造部</p>

6 小康期における計画

(1) 目標

- ア 市民生活及び市民経済の回復
- イ 流行が再燃した場合の対策強化

(2) 具体的対策

ア 実施体制

協議・決定事項等	担当部署
<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっているときには、市対策本部を廃止し、市対策連絡会議等への段階的移行を行い、今回の対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、医療提供体制及び社会経済活動の回復を促す。</p> <p>国及び県における行動計画の見直しも踏まえ、各発生段階の対応に関する評価、計画の見直しを行う。</p>	危機管理課 保健予防課 関係部局
<p><緊急事態解除宣言がされた場合></p> <p>緊急事態解除宣言がされた場合、速やかに市対策本部を廃止する。</p>	
<p>国におけるガイドライン、指針、勧告等の見直し等の情報について、各関係機関に周知するとともに、マニュアル等の必要な見直しを行う。</p>	危機管理課 保健予防課

イ 情報提供・共有

行動内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 <p>流行の第二波に備え、広報担当者から一宮日刊記者会等を通じて、適宜、必要な情報提供を行う。</p> 	危機管理課 保健総務課 保健予防課 広報課 市民病院
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有 <p>相談窓口寄せられた問い合わせや関係機関から寄せられた情報等について取りまとめ、必要に応じて国・県に提供することで情報の共有を図る。また、これまでの市民等への情報提供の手法とその効果を踏まえ、今後の情報提供等について検討する。</p> 	危機管理課 保健予防課 広報課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口 <p>発生状況を踏まえて、相談窓口を縮小する。</p> 	危機管理課 保健予防課

ウ まん延防止

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 社会活動の制限の解除 社会活動の制限が行われていた事項について、制限が解除された場合は、速やかに周知する。 	関係部局

エ 予防接種

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 接種体制 流行の第二波に備え、住民接種について、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 	保健予防課 市民病院 <医師会>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置> 国・県と連携して、流行の第二波に備え、住民接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。</p> </div>	

オ 医療

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 医療体制 地域の感染状況及びニーズを踏まえ、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 	保健総務課 保健予防課 市民病院
<ul style="list-style-type: none"> 体制の見直し 大流行時の対応を踏まえ、今後の診療内容、体制等の検討を行う。 	保健総務課 保健予防課 市民病院
<ul style="list-style-type: none"> 医療資器材の確保 流行の第二波に備え、市民病院、救急等において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、消毒剤等）を確保する。 	危機管理課 市民病院 消防本部
<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。 	市民病院

カ 市民生活及び市民経済の安定の確保

行 動 内 容	担 当 部 署
<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への支援 介助者がいない乳幼児、高齢者、障害者等を把握し、必要に応じて可能な支援に努める。 	福祉総務課 障害福祉課 高年福祉課 介護保険課 子育て支援課 保育課 学校教育課

<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等の確保 水道、廃棄物処理及び遺体の対応等については、状況を見ながら、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。 	上下水道部 施設管理課 収集業務課 廃棄物対策課 霊園管理事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・事業者への呼びかけ 必要に応じ、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たって適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 	危機管理課 活力創造部
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><緊急事態宣言が継続されている場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の再開 <ul style="list-style-type: none"> ① 国が行う事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。 ② 国と協力し、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備えた事業継続を支援する。 ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止 国・県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を行う。 </div>	①② 危機管理課 保健予防課 活力創造部 危機管理課 保健予防課

市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の準備をしておく。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、国が決定した人への感染拡大防止対策に関する措置を踏まえた上で、「一宮市新型インフルエンザ等対策本部」の枠組みを利用した関係課による会議を必要に応じて開催し、感染対策に関する措置等について協議する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国・県と連携して、発生状況、対策等について、市民に情報提供を行う。
- ② 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、市民に情報提供を行う。

(3) まん延防止

ア 疫学調査、感染対策

県が行う疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等に、必要に応じて協力する。

イ 家きん*等への防疫対策

- ① 家きん飼養農家での発生予防対策として、人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理を徹底する。
- ② 学校で飼育されている鳥と野鳥との接触防止等の注意事項の徹底について、指導・周知を行う。

ウ 水際対策

発生地域からの入国者に対して、検疫所が行う措置の実施や必要な調査等に協力する。

(4) 医療

ア 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県と連携して、感染鳥類との接触があり感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われるよう必要な助言や、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう医療機関に周知する。
- ② 国の要請を受けて、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）については、入院その他の必要な措置を講ずるとともに、積極的疫学調査に協力する。

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報を提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の予防策について医療機関等に周知する。

【用語解説】

※ アイウエオ順

○一宮日刊記者会

市政全般についての取材などを目的とした、新聞5社、放送1社が加盟する組織。

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスは病原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

〔一類感染症〕：エボラ出血熱、痘瘡(天然痘)、ペスト、ラッサ熱等、7疾病。

〔二類感染症〕：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(H5N1)

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○受診・相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○高齢者施設等の従事者

高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で住居する施設等で従事する者。

高齢者施設等の従事者の範囲は、高齢者が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員。

○個人防護具

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○指定（地方）公共機関

【指定公共機関】 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

【指定地方公共機関】 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、都道府県知事が指定するもの。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウ

ウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○**新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009**

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○**新感染症**

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○**致命率**

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○**登録事業者**

医療の提供の義務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○**鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○**濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的

な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。)

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○不顕性感染

感染が成立しているながら臨床的に確認しうる症状を示さない感染様式。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)

一宮市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成21年10月 策定

平成24年5月 改定

平成26年9月 改定

令和3年2月 改訂

令和3年10月 改訂

編集・発行：一宮市総合政策部危機管理課

電話0586-28-8959直通

FAX0586-73-9212

一宮市市民健康部保健予防課

電話0586-52-3854直通

FAX0586-24-9388